

総会開催における留意点

組合では定款において、事業年度終了後2カ月（別途定款に定めがあれば3カ月）以内に通常総会を開催することが定められています。そこで、総会の円滑な運営を期するために、総会開催に際しての主な留意点をおさらいします。

(1) 年度末処理と組合員の脱退

▼事業年度末においては、まず帳簿の整理を行い、共同購買や共同販売等の事業を行っている場合は棚卸表の作成を行います。

▼次に加入、脱退した組合員があれば、組合員名簿を整理します。この結果、現行の出資金総額と差異が生じた場合、新年度に入ってから4週間以内に管轄する法務局へ「出資総口数と払込み済み出資総額」の変更登記を行うことになります（※次項参照）。

▼脱退者があった場合、その分の出資金は年度末で未払金に振替えておき、通常総会で確定した後に当該金額を払い戻すのが原則的な手順になります。

(2) 決算関係書類の作成

▼上記の整理が完了したら①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案を作成します。

▼利益準備金は、当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を積み立てなければなりません。又、損失のてん補に充てる以外は取り崩しができない。

▼教育情報費用繰越金は、組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（20分の1以上）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。

▼特別積立金は、定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨定められている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することができます。

▼出資配当及び利用分量配当は、損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当としてはならない。

▼損失の処理は、定款に損失金のてん補のための取崩しの順序を定めているので、その順序に従い取崩しを行う。

▼①では、業界や組合を取り巻く概況を文書化します。組合の事業活動の概況に関する事項、組合の運営組織の状況に関する事項、その他組合の状況に関する重要な事項を記載します。

▼②は、資産、負債の順に各個別科目の内訳明細と金額を記載し、最後に正味資産額を記載するものです。会社と違い、組合法では財産目録の作成も義務づけられています。

▼多くの組合では通常総会が予算の決定も兼ねていますので、事業計画書や収支予算書の作成も同時進行で行うこととなります。※本会のHPから各書式をダウンロードできます。

(3) 監事へ決算関係書類等を提出
▼組合は監事へ決算関係書類等を提出し、監事の監査を受けます。監事は、理事に対し決算関係書類

を受領した日から4週間を経過した日（もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日）までに監査報告の内容を通知します（但し、4週間以内に監事が報告することは可能）。

▼監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成します。

(4) 理事会の招集及び総会の招集
▼理事会は開催日の7日前までに招集し、総会提出議案の承認と総会開催日等を決定します。なお、理事会会に出席できない場合、書面議決により承認を受けることも可能です。

▼理事会で承認された決算関係書類等は通常総会の会日の2週間前までに主たる事務所で閲覧できるように備え付け、組合員の閲覧に供します。

▼通常総会の会日の10日前までに組合員に到達するよう案内を通知します。通知の際は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を添付します。

(5) 特別議決を要する議案を上げる場合

▼総会での法定議決事項は、特別議決事項と一般議決事項に分かれます。特別議決は定款変更や合併、組合員の除名等の重要議案を決議するもので、議決権の3分の2以上の賛成を要します。同時に、これらは行政庁の認可が必要になったり、その手続について後日争いになるケース等もありますので、上程する場合は、予め中央会にご相談頂くなど細心の注意をもってご対応下さい。

主な総会議決事項	
議決の種類	総会議決事項
普通議決	決算関係書類の承認
	毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
	経費の賦課及び徴収の方法
	借入金残高の最高限度
特別議決	役員報酬
	定款の変更
	組合員の除名 組合の解散

(6) 役員選出の方法

役員は総会において選出します。役員は重要な機関ですので、総会以外の場所において選出されたものについては効力を生じません。役員の選出方法について、定款上、選挙制と選任制を併せて規定

しておくことは認められないため、選挙にするか、選任にするかを検討して、そのどちらか一つの方法をあらかじめ定款に規定しておく必要があります。

※議決権について

書面又は代理人による議決権の行使にあたっては、次の点に留意して下さい。

▽書面又は代理人によって権利の行使が出来るのは、予め総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること。

▽代理人は、組合員の親族もしくは使用人又は他の組合員でなければなることができないこと。

▽代理人は、定款で定められた人数以上の組合員は代理することはできないこと。

▽代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬこと。

組合の変更登記申請手続き 留意点

登記の申請は、組合等の代表者又はその代理人が自ら登記所へ持参する方法のほか、郵送や商業法人登記のオンラインによる申請も

可能となっています。

変更登記申請に際し、添付書類（認可書や議事録の原本）の郵送による返却を希望される場合、予め郵便切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

【主な変更登記事項】

(1) 出資総口数及び払込済出資総額変更登記

期限▽事業年度終了後4週間以内

変更の都度、登記をしても差し支えないですが、事業年度終了後まとめて行うことも可能です。年度中の加入・脱退により変動がありますので、出資金額の変更登記は、事業年度末から4週間以内に、年度末の出資金額で登記すればよいとされています。

但し、変更がある都度の登記申請も可能です。

(2) 代表理事変更登記

期限▽変更後2週間以内

代表理事が再選しても変更登記が必要です。同一人物が代表理事に再選されても、登記上は変更とみなして変更登記が必要となりますので、ご注意下さい。

(3) 事務所の変更登記

期限▽移転日から2週間以内

事務所を他の市町村に移転する場合、変更登記前に定款変更が必要となります。事務所を他の市町村に移転する場合は、変更登記申請の前に定款変更の決議をして、行政庁の認可を受ける必要があります。

(4) その他（名称、地区、公告の方法、事業）の変更登記

期限▽定款変更認可書到達後2週間以内

定款変更の認可が必要な変更登記は、定款変更認可書到達後2週間以内に登記が必要となります。定款変更を伴う場合、変更の効力発生日は、行政庁の定款変更認可日ではなく、定款変更認可書が組合に届いた日となります。登記期限は、認可書が届いた日から起算。 ※忘れずに、ご注意を！

現在、県下全域が千葉地方法務局登記部門の管轄区域となっています。県内のすべての中小企業組合は、登記申請手続きを千葉地方法務局で行わなければなりません。

なお、各種証明書につきましては、従来どおり各支局で取得することが出来ます。期限内に登記を行わないと、裁判所より過料の請求がありますので、ご注意下さい。